

栃木県公報

平成25年5月17日(金) 第2479号

_						
	目	次				
	告	示				
○予定保安林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	4	137
○介護保険法による指定居宅サービス事業	者の指定	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4	138
○介護保険法による指定居宅介護支援事業						
○介護保険法による指定介護予防サービス						
○保育士登録等の手数料の徴収事務の委託		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	4	140
○母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金	に係る未収金	の徴収事務の	委託	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4	140
○製造保安責任者免状及び販売主任者免状	に関する事務	の委託		•••••	4	141
○液化石油ガス設備士免状に関する事務の	委託	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			4	141
○土地改良区定款変更の認可		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			4	142
○県営土地改良事業計画変更の決定		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	4	142
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	4	142
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	4	143
	公	告				
○公共測量の終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4	143
_						
	告	示				
			_			

栃木県告示第305号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 -

Ι

- 1 保安林予定森林の所在場所 宇都宮市石那田町字ケ入2065-2
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ケ入2065-2 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所 芳賀郡市貝町大字大谷津字中道1348-1、1349-1
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字中道1348-1・1349-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び市貝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第306号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険	事業者の	指定居宅サー	- ビス事業所	指定の	サービス
事 業 所 番 号	名称又は氏名	名称	所 在 地	年月日	の種類
970202503	株式会社富川 代表取締役 長谷川 友彦	あがたの宿	栃木県足利市県町 1137番地	平成25年 5月1日	短期入所 生活介護
970301495	特定非営利活動法人ハートフルふきあげ 理事長 伊津井 啓一	居宅介護事業所ひだまり	栃木県栃木市都賀町 富張258番地6	平成25年 5月1日	訪問介護
970401790	株式会社ピー・オー・エ ル 代表取締役 小池 真平	リハビリ型デイサー ビス咲くら	栃木県佐野市君田町 272番地 1	平成25年 5月1日	通所介護
970501029	株式会社Bluebird 代表取締役 川田 雅一	訪問看護ステーショ ン鹿沼	栃木県鹿沼市東町一 丁目1番地1	平成25年 5月1日	居宅療養管理指導
970501029	株式会社Bluebird 代表取締役 川田 雅一	訪問看護ステーショ ン鹿沼	栃木県鹿沼市東町一 丁目1番地1	平成25年 5月1日	訪問看護

971300942	株式会社ライブ 代表取締役 益子 博之	デイサービスセン ター和花なすしおば ら	栃木県那須塩原市沓 掛2丁目1番地6	平成25年 5月1日	通所介護
971600390	有限会社石橋メディカル 代表取締役 都丸 由美子	有限会社石橋メディ カル	栃木県下野市下古山 一丁目1番12号	平成25年 5月1日	特定福祉用具販売
971600416	医療法人社団都丸整形外 科 理事長 都丸 高志	医療法人社団都丸整 形外科通所リハビリ テーションリハノバ	栃木県下野市文教一 丁目11番地7	平成25年 5月1日	通所リハ ビリテー ション
972600613	新西建材工業株式会社 代表取締役 西川 龍文	ショートステイしんせい	栃木県塩谷郡塩谷町 上寺島584-13	平成25年 5月1日	短期入所 生活介護

栃木県告示第307号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同 法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険		指定居宅介記	雙支援事業所	指定の	サービス
事 業 所	事業者の名称	名 称	所 在 地	年月日	の種類
970301487	社会福祉法人優心会 理事長 毛塚 徹	居宅介護支援事業所 メモリー	栃木県栃木市城内町 二丁目51番51号	平成25年 5月1日	居宅介護支援
970600250	合同会社我が家 代表社員 八木澤 厚子	デイサービスセン ター我が家	栃木県日光市瀬尾 2866番地	平成25年 5月1日	居宅介護 支援
971600408	医療法人社団都丸整形外 科 理事長 都丸 高志	医療法人社団都丸整 形外科居宅介護支援 事業所	栃木県下野市文教一 丁目11番地7	平成25年 5月1日	居宅介護 支援

栃木県告示第308号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険	事業者の	指定介護予防力	ナービス事業所	指定の	サービス
事 業 所 番 号	名 称 又 は 氏 名	名称	所 在 地	年月日	の種類
970202503	株式会社富川 代表取締役 長谷川 友彦	あがたの宿	栃木県足利市県町 1137番地	平成25年 5月1日	介護予防 短期入所 生活介護

970301495	特定非営利活動法人ハートフルふきあげ 理事長 伊津井 啓一	居宅介護事業所ひだまり	栃木県栃木市都賀町 富張258番地6	平成25年 5月1日	介護予防 訪問介護
970401790	株式会社ピー・オー・エ ル 代表取締役 小池 真平	リハビリ型デイサー ビス咲くら	栃木県佐野市君田町 272番地 1	平成25年 5月1日	介護予防通所介護
970501029	株式会社Bluebird 代表取締役 川田 雅一	訪問看護ステーショ ン鹿沼	栃木県鹿沼市東町一 丁目1番地1	平成25年 5月1日	介護予防 居宅療養 管理指導
970501029	株式会社Bluebird 代表取締役 川田 雅一	訪問看護ステーショ ン鹿沼	栃木県鹿沼市東町一 丁目1番地1	平成25年 5月1日	介護予防 訪問看護
971300942	株式会社ライブ 代表取締役 益子 博之	デイサービスセン ター和花なすしおば ら	栃木県那須塩原市沓 掛2丁目1番地6	平成25年 5月1日	介護予防通所介護
971600390	有限会社石橋メディカル 代表取締役 都丸 由美子	有限会社石橋メディ カル	栃木県下野市下古山 一丁目1番12号	平成25年 5月1日	特定介護 予防福祉 用具販売
971600416	医療法人社団都丸整形外 科 理事長 都丸 高志	医療法人社団都丸整 形外科通所リハビリ テーションリハノバ	栃木県下野市文教一 丁目11番地7	平成25年 5月1日	介護予防 通所リハ ビリテー ション
972600613	新西建材工業株式会社 代表取締役 西川 龍文	ショートステイしんせい	栃木県塩谷郡塩谷町 上寺島584-13	平成25年 5月1日	介護予防 短期入所 生活介護

(高齢対策課)

栃木県告示第309号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により平成25年4月1日付けで次のとおり保育士登録等の手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)別表第1の55の2の項から55の4の項までに規定する手数料の徴収事務

- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号
- (2) 名称

社会福祉法人日本保育協会

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

栃木県告示第310号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により平成25年4月1日付けで次のとおり母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金に係る未収金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条(同法第32条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務

- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
- (1) 主たる事務所の所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- (2) 名称

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(こども政策課)

栃木県告示第311号

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第29条の2第1項の規定により次のとおり製造保安責任者免状及び販売主任者免状(以下「免状」という。)に関する事務を委託したので、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第8条第2号の規定により公示する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 委託に係る免状交付事務の内容
 - (1) 免状の交付申請書及び再交付申請書の配布、受付及び整理に関すること。
 - (2) 免状の作成及び送付に関すること。
- (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所 高圧ガス保安協会本部

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

栃木県告示第312号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の4の2第1項の規定により次のとおり液化石油ガス設備士免状(以下「免状」という。)に関する事務を委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号)第7条第2号の規定により公示する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 委託に係る免状交付事務の内容
- (1) 免状の交付申請書、再交付申請書及び書換え申請書の配布、受付及び整理に関すること。
- (2) 免状の作成及び送付に関すること。
- (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会本部

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(工業振興課)

栃木県告示第313号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

土	地	改	良	X		名	認	可	年	月	日	
清~	欠郎 口	用水	土地	改	良	X		平成	25年4月2	22日		

栃木県告示第314号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画 書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の 規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

事	業	名	縦	覧	期	間	異議申	立期限	所轄農業振興事務所
県営上奈良部地 整理、農業用用		(区画 事業	平成28 同年 6				平成25年	7月1日	上都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第315号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年5月17日から同年6月17日まで一般の縦 覧に供する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

道路の種類 一般国道 路 線 名 293号

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
	前	栃木市尻内町字糠田 栃木市尻内町字糠田		12.2 ~ 20.8	65.0		
	後	栃木市尻内町字糠田 栃木市尻内町字糠田		18.5 ~ 28.8	65.0		

 \coprod

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 藤原宇都宮線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	X	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
	前 A	宇都宮市上田原町22 宇都宮市上田原町21		29.8 ~ 30.0	40.7	
67	前B	宇都宮市上田原町21 宇都宮市上田原町21		13.5~15.2	17.5	A及びBは、 関係図面で表
07	後A	宇都宮市上田原町22 宇都宮市上田原町21		29.8 ~ 30.0	40.7	示する敷地の 区分をいう。
	後B	宇都宮市上田原町24 宇都宮市上田原町24		7.2~8.3	18.0	

栃木県告示第316号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年5月17日から同年6月17日まで一般の縦 覧に供する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路	線	名	供	用	開	始	0)	区	間	供用開始の期日
	一般国	道	408 号	真岡市下行真岡市下行			ò				平成25年5月17日
67	主要藤原气			宇都宮市」							平成25年 5 月17日
67	主要藤原写		方道宮線	宇都宮市」							平成25年 5 月17日

(道路保全課)

公 告

○公共測量の終了

平成25年2月19日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿沼市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年5月17日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量 (鹿沼市公共基準点の座標補正 (測地成果2011))

2 作業地域 鹿沼市

3 作業期間